

要介護認定事務の集約化について名古屋市と懇談

集約化と外部委託で介護現場は大混乱 はつらつ長寿プランの「認定決定期間の短縮」守られず

名古屋市は、職員削減を最大の目的に、小学校給食調理業務、保育園、図書館、保健所など、多くの分野で委託・民営化・集約化を推進していますが、介護分野についても、「調査事務」に続いて、今年4月から「認定事務」の民間委託を開始しました。

従来、16区役所で対応していた更新申請の受付業務、認定審査会のための調査事務、認定通知事務などを全市分一括して扱う「認定調査事務センター」に移し、その業務を、関西に本社を置く「日本ビジネスデータプロセッシングセンター」に委託しました。

業務が始まるとともに、市議団に「調査依頼書が届かない」「認定結果が届かない」「暫定プランでしか対応できず、請求ができない」など、認定業務に関する苦情・相談が多数寄せられました。

日本共産党市議団として、ケアマネジャーや介護事業者から名古屋市に現場の声を伝える場の設定が必要

と判断し、5月29日（火）、要介護認定事務の集約化に伴う問題について、名古屋市との懇談を行いました。

懇談には、ケアマネを中心にして11事業所から16人が参加し、岡田ゆき子、柴田民雄、山口清明各市議員が同席しました。



2カ月経っても介護認定結果が届かない 暫定プランでは請求できず、死活問題

懇談会で出された参加者の主な発言

- 認定申請して2か月過ぎててもまだ結果が届かず業務が滞る。
- 認定結果が届かず利用者に迷惑をかけている。ケアマネに苦情が来る。
- 認定が3か月も遅れたため、利用者にまとめて3か月分として10万円も請求することになった。年金生活者には非常に多い負担。
- 認定結果が出ない間は暫定プランでサービスを提供しているが、事業所は保険請求ができないため収入減で経営に影響が出ている。
- これまでは認定に伴う受付はすべて区役所窓口だったので、申請から認定調査まで数日で済ませていたが、4月からは事務センターへの郵送となったため、書類の到着が遅く、業務に大変支障が出ている。
- 認定結果が遅れると、とりあえず暫定プランで担当者会議を開催し、認定が出ると再度担当者会議を開催することとなり、2度手間であり、利用者や事業所にも多大な迷惑をかけることとなる。
- センターに何度電話しても通じない。

改善の見通し語らずー名古屋市

現場の声を聞いた名古屋市の介護保険課長および担当主幹は、「事業者に多大なご迷惑をおかけした。認定結果が出ないのが最大の問題。結果通知を30日程度に戻すよう委託先の会社を指導する」と述べるに留まり、いつまでに改善するかの見通しは示しませんでした。

名古屋市の「はつらつ長寿プラン」には、「認定事務の集約化により、認定決定期間を短縮する」としていますが、認定期間は逆に伸びています。市議団では、この問題を6月定例会で取り上げる予定です。

